

食品生命科学科

卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

（令和9年4月1日から施行）

食品生命科学科における目的の達成を目指し、人が健やかに生活できる社会の維持・発展に貢献できる、食品衛生、食品健康科学分野をはじめ、食品開発や情報科学分野の技能を持つ幅広い職業人を輩出するため、所定の単位を修得し、以下に掲げる知識、能力、素養等を身に付けた者に対し、学士（保健衛生学）の学位を授与する。

1. 知識・理解

食品生命科学の基礎的な知識を踏まえ、食の安全・安心と人の健康の増進に関わる専門的知識並びに数理・統計学及び情報科学の知識を身に付け、体系的に理解している。

2. 専門的・汎用的技能

食の安全・安心と人の健康に関わる生物学・化学的分析技術及び知識が社会に及ぼす影響を理解し、適切な倫理観を備え、高い視点から、食品の安全・安心や人の健康の維持増進をはじめとする社会課題を発見することができる。また、食の安全・安心と人の健康の増進に関わる専門的な技能やデータサイエンス技術に加え、プレゼンテーション能力及びコミュニケーション能力を生かし、自律的かつ論理的な判断を行うことで、問題解決に役立てることができる。

3. 態度・志向性

幅広い視野や責任感、適切な倫理観を備え、食品生命科学分野に関する専門家又は専門技術者をはじめとする職業人として自らの目標を有し、他者と協働しながら、生涯にわたり主体的・自律的に取り組む態度・志向性を備えている。

4. 総合的な学修経験と創造的思考力

多様な事象が発生する社会にあっても、食品生命科学科の教育課程を通じて培った知識・技術・経験を統合し、柔軟かつ創造的な思考力を生かして自身を取り巻く課題に適用し解決を目指すことができる。